

第九十回
帝國議會
貴族院

臨時通貨法の一部を改正する法律案特別委員會議事速記録第一號

(11)

付託議案

○臨時通貨法の一部を改正する法律案
○軍人及び軍屬以外の者に交付された
賜金國庫債券を無効とするに關
する法律案

委員氏名

委員長 伯爵黒田 清君
副委員長 男爵高崎 弓彦君
男爵西郷吉之助君
侯爵前田 利建君
子爵細川 興治君
子爵伊集院兼高君
子爵梅溪 通虎君
男爵阿 俊二君
男爵長 基連君
男爵 英雄君
河西興太郎君
小山 完吾君
田部長右衛門君
木内 四郎君
徳田 昂平君

昭和二十一年七月六日(土曜日)午前
十時二十一分開會

○委員長(伯爵黒田清君) ソレデハ是

ヨリ委員會議ヲ開キマス、先ツ此 委員
會ハ「軍人及び軍屬以外の者に交付さ
れた賜金國庫債券を無効とするに關
する法律案」ト、「臨時通貨法の一部
を改正する法律案」此ノ二法律案ヲ
審議致スノデゴザイマスガ、此ノ二ツ
ノ法案ヲ一括致シマシテ此ノ委員會
議ニ付シタイト思ヒマスガ、御異議
ゴザイマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

第四部第四類 臨時通貨法の一部を改正する法律案特別委員會議事速記録第一號 昭和二十一年七月六日【貴族院】

○委員長(伯爵黒田清君) 御異議ナ
イト認メマス、是ヨリ大蔵大臣ノ御説明
ヲ御覽ニ致シマス

○國務大臣(石橋山田君) 先ヅ「臨時
通貨法の一部を改正する法律案」ニ付
テ御説明ヲ申上ゲマス、現在主トシテ
流通シテ居リマス小額通貨ニハ、臨時
通貨法ニ依リマス五拾錢ノ小額紙幣ト
拾錢、五錢及ビ一錢ノ臨時補助貨幣ト
ガゴザイマス、更ニ其ノ外ニ拾錢ト五
錢ノ日本銀行券ガアル譯デアリマス、
處カ其ノ小額紙幣及ビ小額日本銀行券
ハ御承知ノヤウニ流通ガ非常ニ不便
アルバカリデナク、耐久期間ガ甚ダ短
カイモノデアリマスカラ、網エズ之ヲ
製造シ補給ヲシナケレバナリマセスカ
デ、紙デアリマスニシテドモ、資材及
製造能力ノ點カラ相當ノ負擔ニナツテ
居ル譯デアリマス、更ニ圖案デゴザ
イマスガ、是ハ本會議デハ簡單ニ申上
ゲタノデアリマスガ、實ハ聯合軍ノ最
高司令部カラノ聲書ニ依リマシテ禁止
サレタ題材ガ用ヒラレテ居ル譯ナノデ
アリマス、今日ト致シマシテハ不向ナ
圖案デゴザイマスノデ、成ベク早ク是
等ノ紙幣及銀行券ヲ回收致シマシテ、
戰時ノ應急的體制カラ現時ノ情況ニ即
應シタモノニ致シタイト云フ考ヘデゴ
ザイマス、之ガ爲ニ、先ヅ今回ノ此ノ
法律案ニ依ッテヤツテ戴キタイト思ヒ
マスコトハ、第一ニ臨時通貨法ニ依リ
マス臨時補助貨幣詰リ金屬製造ツタ貨
幣デアリマスガ、其ノ臨時補助貨幣ニ
今迄ハ拾錢、五錢、一錢ト三種ゴザイ
マスガ、ソレニ新タニ五拾錢ヲ追加致

シタイノデゴザイマス、ソレカラ又此
ノ臨時通貨法ニ依リマス補助貨幣及ビ
小額紙幣ノ發行ハ、今次戰爭終了後二年
ヲ經過シタ後ハ出來ナイト云フコトニ
ナツテ居ルノデアリマスガ、是ガ出來
ナクナリマス、貨幣法ニ依リ補助貨
ヲ出サナケレバナリマセスカ、現在
ノ素材ノ需給關係カラ觀マシテ、貨幣
法ニ依リ補助貨幣ヲ製造發行スルト云
フコトハ當分困難ナノデゴザイマス、
ト申シテ、貨幣法ニ手ヲ著ケマス、
金貨ノ問題ガアツテ、今ノ所ウマク手
ガ著ケラレナイト云フヤウナ事情ガゴ
ザイマス、矢張り當分ノ間臨時補助貨
幣及ビ小額紙幣ノ發行ヲ繼續シナケレ
バナラヌト云フ譯デアリマスカラ、此
ノ繼續ガ出來ルヤウニ臨時通貨法ヲ改
正シタイ、其ノ外五拾錢ノ補助貨ヲ出
シマスニ付テ、之ニ伴フ若干ノ改正ヲ
致シテ戴キタイノデアリマス、次ニ、
昭和十五年法律第六十九號ノ規定ヲ發
行致シマシタ公債ノ中、軍人及ビ軍屬
以外ノモノヲ無効ニスルト云フ法律案
デゴザイマス、是ハ即チ賜金國庫債券
デゴザイマスガ、軍人及ビ軍屬ニ交付
サレタモノニ付キマシテハ、昨年十一
月二十四日附ノ聯合國最高司令部ノ指
令ニ依リマシテ、本年二月二十七日勅
令第百十二號ニ依リマシテ無効ト致シ
タノデゴザイマス、併シ此ノ軍人軍屬
ニ對シテ交付サレタ賜金國庫債券ヲ無
効ニスルト云フコトヲ實施スルニ付テ
ハ、其ノ社會的影響ナドヲ考ヘマス
ト、軍人軍屬以外ノ者ニ交付サレマシ
タ賜金國庫債券モ、同様ニ亦無効ニ致

スコトガ適當デアルト我々考ヘテ居ル
譯デアリマス、即チ一般文官等詰
リ軍人軍屬以外ノ者ニ交付サレタモノ
ニ付キマシテモ、是ハ専ラ戰爭ノ論功
行賞トシテ交付サレタモノデアリマス
ス、從ツテ是ハ文官ノ恩給ナドノヤウ
ニ官吏ノ生活ヲ保障スル爲ニ平時ニ於テ
モ支給サレルモノトハ、本來其ノ性質
ヲ異ニスルモノデアリマスカラ、軍
人軍屬以外ノ者ニ交付サレタ賜金國庫
債券ヲ猶有效ナモノトシテ存續セシメ
ルト云フコトハ、幾ニモ申上ゲマシタ
ヤウニ穩當ヲ缺クヤウニ考ヘラレル次
第デアリマス、ソコデ政府ト致シマシ
テハ、軍人軍屬ニ交付サレタ賜金國庫
債券ヲ無効ト致スト同様ニ、其ノ外ノ
者ニ交付サレタモノモ亦無効ニ致シタ
イ次第デアリマス、是ハ政府委員カ
ラ後デ御説明申上ゲルト思ヒマスガ、
金額ハ極ク僅カモノデアリマス、
斯様ナ次第デアリマスカラ、ドウカ御
審議ノ上御賛成下サラムコトヲ偏ヘニ
御願ヒスル次第デアリマス

○委員長(伯爵黒田清君) 御質疑ハゴ

ザイマス
○河西興太郎君 大蔵大臣ハ又コチラ
ニ御出デニナリマスカ
○委員長(伯爵黒田清君) 衆議院ノ事
後承諾ノ方ノ委員會ガゴザイマシテ、
其ノ後憲法ノ委員會ガ方ニ出席サレマ
スカラ、今日ハ御出席ハ無理カト思ヒ
マスガ、實ハ先程御話ガアリマシタノ
デ、本委員會ハ今日カラ始マリマスル
モノデスカラ、是非大臣ノ御出席ヲ願
ヒタイト云フコトヲ、コチラカラ御願

ヒ致シマシテ、ソレデコチラノ方ニ先
ニ御出席ヲ願ヒマシテ、今衆議院ノ方
ニ參ラレタ譯デアリマスカラ、今日ハ
御出席ハ無理ダト云フコトデアリマス
○河西興太郎君 ソレデハ宜シウゴザ
イマス

○黒田英雄君 ソレデハ大臣ガ居ラレ
マセズデスカラ、政府委員デ差支ナイ點
ヲ簡單ニ質問シタイノデスカラ、軍人
軍屬以外ノ者ニ交付サレタ賜金國庫
債券ノ方ニ付テ簡單ニチヨツト御質問
申上ゲタイト思ヒマス、此ノ軍人軍屬
ニ交付サレタモノヲ無効トスル勅令ニ
ハ、無効トナツタ國債ヲ何時迄ニ日本
銀行ニ提出シロト云フコトニナツテ居
リマスガ、今度ノハサウ云フ規定ガナ
イヤウデアリマスガ、是ハ各人ガ持ツ
テ居ル公債ハ、無効トナツタナラバ、
其ノ無効ノ公債ハ其ノ儘各人デ適宜處
分スルト云フコトニサレルノデスカ、
矢張り何カ施行規則デモ設テ、提出サ
セルト云フ御考ナノデゴザイマスカ
○政府委員(柳田光男君) 此ノ軍人軍
屬其ノ他ニ對シマシテ、昭和十五年法
律第六十九號ノ規定ニ依リマシテ發行
致サレマシタ賜金公債ハ全部記名債券
デアリマス、記名公債證書デアリマシ
テ、譲渡流通ヲ禁止サレテ居ル性質ノ
モノデアリマス、此處デ御參考迄ニ
申上ゲマスガ、此ノ賜金公債ガ發行致
サレテ居リマスル總額ハ、九億五千四
百萬圓ニ相成ツテ居リマス、受給者ノ
數ガ三百八十二萬三千人ニ相成ツテ居
リマス、端數ガゴザイマスガ、是ハ便宜
上省略サセテ戴キマス、ソレデ陸軍省

及海軍省關係發行政サレマシタモノヲ申上ゲマス、陸軍省關係ニ於キマシテハ八億二千八百萬圓餘ニ相成リマシテ、其ノ受給者數が三百三十三萬六千人ト相成ツテ居リマス、海軍省關係ハ一億一千六百餘萬圓ヲ發行致シマシテ、其ノ受給者數が四十二萬六千人餘ト相成ツテ居リマス、之ニ比較致シマシテ、陸海軍省以外カラ發行致サレマシタモノ、是ガ軍人軍屬以外ノ一般ノ者ニ發行サレタモノト相成ル譯デアリマスガ、是ハ總額ト致シマシテ九百萬圓餘ニ相成ツテ居リマス、其ノ受給者數が五萬九千人餘ト相成ツテ居リマシテ、今度此ノ審議ヲ御願ヒ致シテ居リマスル法律案ニ依リマシテ無効ト致サレマスルモノノ數ハ極メテ少イノデゴザイマスガ、大體具體的ニハ、先程ノ軍人軍屬ノ場合ニ於キマシテハ、枚數モ多ク非常ニ薄シニ互リマスノデ、一應三月三十一日迄ニ之ヲ提示シテ裁キマシテハツキリト覺付ケルコトガ、關係方面トノ話合ノ關係ト申シマスカ、覺付ケル意味カラ申シマシテモ必要ナ措置デアツタノデスケレドモ、今度ノ場合ト致シマシテハ、之ヲ無効トスルト云フ制限ヲ付ケマシテ、日本銀行ガ公債ヲ取扱ツテ居リマスカラ、ソコデ是ノ元利拂ト云フコトヲ全然致サナイト云フ措置ニ致シテ置キマスレバ、ソレ自身十分デハナイカ、一々持ツテ行クト云フヤウナコトニシナイデモ宜イト思ヒマシテ、各自適宜ニ御破リ下サイマスナラバソレ宜イノデヤナイカト思ヒマシテ、サウ云フヤウナモノヲ特ニ規定致サナカッタノデゴザイマス

或ハ色々買買トカ何カト云フヤウナモノニ使ハレテ居ルモノモアルノデアリマスガ、サウ云フモノノ關係ハ無効ニナツテモ仕方ガナイト云フコトニナル譯デアリマスガ、別ニソレニ對スル救済ト云フモノハナイ譯デスカ

○政府委員(橋田光男君) 御答申上ゲマス、昭和十五年ノ法律第六十九號ニ於キマシテ賜金公債ヲ出シマス場合ニ、此ノ賜金公債ハ擔保ニ差入レマシタリ、譲渡ヲ致シマシタルスルコトヲ嚴重ニ禁止致シタルデアリマス、其ノ結果ト致シマシテ、現實ノ問題トシテ或ハ是ハ譲渡致シマシタル居ルカモ存ジマセマスガ、ソレハ法律違反ノ問題デアリマシテ、簡單ニ申シマス、記名式デアリマス、又表面ニモ譲渡禁止ノ擔保、質入等ヲ致シマスルコトヲ禁止スル旨ヲ明記シタル有價證券、公債ヲ渡シタル譯デゴザイマシテ、只今仰ツシヤイマシタヤウナ、民間ニ色色ノ普通ノ擔保ナリ譯ナリト云フ形デ轉々流通シテ居ルト云フヤウナコトハ、他ノ公債ト違ヒマシテ、之ニ關スル限りハナイコトダラウト思ヒマスガ、別ニ特別ノ規定ヲ設ケル必要ハナイト思ヒマシテ、規定ハ致シテ居ラナイ譯デアリマス

○黒田英雄君 賣買ガ禁止サレタルモノ事實ヤツテ居ルノハ仕方ナイト思ヒマスガ、相續稅ナドデ、相續稅ノ課セラレタト云フヤウナ、サウ云フヤウナモノハアリマセヌデセウカ

○政府委員(橋田光男君) 相續ノ場合ハ、是ハ又別ノ場合デアリマシテ、相續ノ關係ハチヨツト後々具體的ニ調ベマシテ御答致シマス

○黒田英雄君 餘リナイト思ヒマスガ、アルト云フト、相續稅ヲ拂ツテ置

イテ無効ニナツテシマフト云フヤウナコトニナルノデハナイカト思フノデスカ、餘リナイコトダラウトハ思ヒマス、ソレカララデデスカ、既ニ政府ノ買上ゲタモノハ有效デアルトアリマスガ、是ハ政府ガ買上ゲタモノヲ政府ガ別ニ有效トシテ何カ持ツテ居ルト云フ意味デヤナイノデアリマセウナ、唯其ノ行爲ハ有效デアルト云フデケノモノデスカ、或ハ政府ガ保有シテ居ルト云フモノデモアルノデスカ

○政府委員(橋田光男君) 御答申上ゲマス、非常ニ御困リニナツテ居ルヤウナ御方カラ、特定ノ場合ニ預金部ノ資金ヲ以テ、政府ガ救済ノ意味ヲ以テ過去ニ於テ若干買上ゲタモノガザイマス、是ハ預金部ガ保有シテ居ルト云フヤウナ關係ニ相成ツテ居リマス關係上、此ノ分ニ付キマシテハ依然有效ト致シマシテ、其ノ擔保金部ニ依然トシテ……賜金公債ト言ヒマスヨリ、寧ロ普通ノ公債ト言ヒマス形ニ於テ持タセテ置キタイ、斯様ニ存ジテ居リマス

○河西豐太郎君 政府デ買上ゲタ國債ノ類ハドノ位デアルカ、ソレカラ又御話ノ陸軍八億、海軍一億、其ノ他ガ約九百萬ト云フノデスカ、大體現在買上ゲタ以外ニ民間ニアルモノハドノ位アリマスガ、其ノ點ヲ御尋ネシタイ

○政府委員(橋田光男君) 全體ノ九億五千四百萬圓ノ總交付額ノ中デ、現在政府ガ預金部ヲ買上ゲシメテ居リマスルモノガ四百二十六萬圓ニ相成ツテ居リマス、ソレガ陸海軍其ノ他ヲ合セマシテドウ云フ風ニ分レテ居リマスカ、チヨツトマダ分リマセヌ

○黒田英雄君 此ノ補助貨幣ト小額紙幣、ソレカラ小額日本銀行券ノ流通高調ベノコトデアリマスガ、一圓ノ日本

銀行券ハドノ位今出テ居リマスカ

○政府委員(橋田光男君) 御答申上ゲマス五月末ニ於キマシテ、日本銀行券一圓券ノ流通高ハ九千八百七十六萬圓程ニ相成ツテ居リマス

○黒田英雄君 ソレハ漸次殖エテ居ルノデスカ、減ツテ居ルノデスカ、前トノ比較ハドウ云フ狀況ニナツテ居リマスガ、數字ハ要リマセヌガ、殖エルヤウナ傾キデスカ

○政府委員(橋田光男君) 是ハ一概ニハ申サレマセヌノデシテ、殖エタリ減ツタリ致シテ居ルノデゴザイマス、大體ノ傾向ヲ見テ見マス、矢張り本年ノ二月カラ後バズツト殖エテ居ルヤウナ傾キガ見ラレマスガ、從來ノ經驗ニ依リマス、大體年末ニ非常ニ殖エマシテ、一月、二月頃ガズツト一圓券ガ減ツテ來ルヤウナ狀況ヲ迎ツテ居ツタト思ヒマス、五月末ニ於キマシテ一圓ノガ九千八百七十六萬圓程ノ流通デゴザイマシテ、前月ニ比較シマシテ殖エマシタ額ガ三百九十二萬圓程デゴザイマス大體先程申上ゲマシタヤウニ、本年ノ二月頃カラズツト矢張り一圓ニ對シマスル需要ハ殖エテ居ルヤウニ見受けラレマス

○黒田英雄君 是ハ勿論古イ前ノ一圓ト今度ノ一圓ト兩方合セタモノデゴザイマスガ、此ノ流通高ハ……

○政府委員(橋田光男君) 御答申上ゲマス、勿論サウデゴザイマシテ、前カラ出シテ居リマスル大キナ一圓札ガゴザイマス、アレモ、ソレカラ現ニ新シク出シテ居リマスル小型ノモ全部合メマシテノ發行高ニ相成ツテ居リマス

○黒田英雄君 或ハ大臣カラ伺ツタ方ガ宜イカモ知ラヌガ、チヨツト之ニ關聯シテ御伺ヒシタイノデスカ、色々ノ

小額紙幣トカラ紙ノ關係ヤ色々ノ點デ今度止メテ、五十錢ト十錢ノ補助貨幣ヲ出スト云フ御考ヘノヤウデゴザイマスガ、一圓ノ銀行券モ矢張り斯ウ云フ風ニ相當ナ金額ニナツテ居リマスガ、斯ウ云フモノ將來出サレル積リデスカ、五十錢ノ補助貨幣ガ出來テ來タナラバ、斯ウ云フモノハ將來發行ヲ制限サレル御考ヘデスカ

○政府委員(橋田光男君) 私カラ御答ヘモドウカト思ヒマスガ、便宜上私カラ大體ノコトヲ申上ゲマスガ、先程大臣カラ提案理由ヲ御説明ナサイマシタ際ニ申上ゲマシタヤウニ、現在流通シテ居リマスル政府紙幣ノ小額紙幣五十錢ニ付キマシテハ、需要ハ相當デゴザイマシテ、約十億近クト云フモノガ流通致シテ居ルノデアリマスルガ、圖案其ノ他ノ關係カラ致シマシテ今ノ時代ニ相應ハシクナイヤウナモノモゴザイマスシ、又其ノ廢損ガ早ウゴザイマシテ、極メテ短期間ノ中ニ回收シテ置換ヘナケレバナイイト云フ風ナ關係ガアリマシテ、或ハ紙デアリマスカ「インキ」デアリマスカ云フヤウナ關係デ非常ニ現在諸ツテ居ルヤウナ狀況デゴザイマス、從ヒマシテ此ノ新シイ五十錢ノ硬貨、眞鍮ノ貨幣ヲ出シマシテ、出來マスレバ逐次置換ヘテ行キタイ、從ヒマシテ此ノ五十錢ノ小額紙幣ノ方ニ付キマシテハ漸次印刷ヲ減ラシテ參リマシテ、段々ト硬貨ノ方ニ之ヲ置換ヘテ行キタイト考ヘテ居リマス、唯此ノ日本銀行券一圓ニナリマスルト是ハ別デゴザイマシテ、日本銀行券、又圓ヲ表示シテ居ル銀行券ト云フコトニ相成リマシテ、此ノ方ノ需要ガ矢張りアルノデゴザイマスルカラ、此ノ市場ノ需要ニ應ジマシテ、百圓トカ、十圓ト

カ、一圓トカ、或ハ小額紙幣トカ、斯
ウツタモノヲ、大體多カラズ少カラ
ズ、此ノ需要ニ丁度合ヒマスヤウナ工
合ニ按配致シマシテ、出來得ル限り發
行シテ行キタイト申シマスノガ、私共
通貨ノ發行ノ技術の方面ヲ扱フテ居リ
マス者ノ大體ノ積リデゴザイマス、從
ヒマシテ此ノ日本銀行券ノ一圓ノ方
ハ、矢張り需要ガアリマス限リソレニ
應ジマスヤウニ用意モシ、又出シテ居
ルト云フ現狀デゴザイマス

○黒田英雄君 ソレニ關聯シマシテ伺
ヒタイノデスガ、五十錢ト十錢ノ今度
造ラレルト云フ鑄貨デスガ、是ノ素材
ノ用意並ニ製造能力ト云フモノハドウ
云フ御見込ナドデスカ、ドレ位本年度
ニ造リ、又將來ドレ位造リ得テ、今出
テ居ル小額紙幣等ト置換ヘルコトハ何
日頃迄ニヤウト云フ御考ナドデスカ

○政府委員(橋田光男君) 御答へ申上
ゲマス、今度ノ眞鍮貨幣ハ五十錢及十
錢デゴザイマスガ、昭和二十一年度ノ
計畫ト致シマシテハ、五十錢ニ依リマ
シテ三億二千五百萬圓、ソレカラ十錢
デ二千六百萬圓アリマスガ、之ニ要シ
マスル資材關係ハ、大體終戦後、軍費
不要ニナリマシタ藥莖デゴザイマス
ガ、彈ノ後ニ著イテ居ル藥莖、アレヲ
相當量拂下ヲ受ケテ、割當ヲ受ケテ其
ノ素材ニ致ス次第デゴザイマスガ、只
今申上ゲマシタ五十錢、十錢ヲ造リマ
スノニ、其ノ眞鍮ガ大體三千九百「ト
ン」必妥デゴザイマス、只今造幣局ニ
於キマシテハ既ニ三千五百「トン」程用
意ヲ致シテゴザイマス、又此ノ眞鍮ニ
付キマシテハ、商工省當局ガ中心ニナ
リマシテ割當ヲ致サレテ居ル譯デゴザ
イマスガ、既ニ今迄ニ其ノ割當ヲ受ケ
マシテ造幣局ガ手持シテ居リマスルモ

ノガ三千五百「トン」、尙第二四半期以
降、マア七九月迄ノ期間ニ於キマシ
テ、大體一千「トン」程ハ割當ガ實ヘル
ノデハナイカト云フヤウニ考ヘテ居リ
マス、從ヒマシテ本年ノ三億餘ノ鑄造
計畫ニ對シマスル資材ノ方ハ、大體ソ
レヲ滿タスデケノ用意ガ出來テ居ルト
申シテ宜シイ譯デゴザイマス、大體船
力カラ申シマスルト、先ヅ五十錢、十
錢ヲ合セマシテ、滞リナク參リマスレ
バ、年間四億位ハ大丈夫出來ルノデハ
ナイカ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○子爵伊集院兼高君 只今ノ御話ニ依
リマス、三億五千萬圓バカリノ眞鍮
ノ貨幣ガ發行サレルト云フ譯デゴザイ
マスガ、是ハ丁度紙幣ト引換ニ發行ニ
ナルノデアリマスガ、又唯ソレヲ引換
ヘズニ、其ノ儘發行サレルモノデスカ
○政府委員(橋田光男君) 御答致シマ
ス、引換ト云フコトハ特ニ致サナイノ
デゴザイマス、小額ノ五十錢、十錢ノ
需要ガゴザイマスレバ、是ガ出來ルニ從
ヒマシテ日本銀行ノ方ヘ渡シマシテ、
日本銀行ノ窓口カラ市中ニ出テ來ル譯
デゴザイマス、同時ニ又、五十錢ナリ
十錢ノ小額ノ紙幣ナリ、サウ云フモノ
ガ銀行ノ手許ニ蓄積シテ參リマスレ
バ、ソレハ二度ト出サナイヤウナ方式
ヲ採リマスレバ、自然ノ中ニ紙幣ト新
シク出マス眞鍮貨幣トガ置換ツテ行
ク、斯ウ云フヤウナ狀況ニ相成ルト存
ズル次第デアリマス、法律ヲ以テ何月
何日ニ是ト是ト引換ヘルト云ツタヤ
ウナコトハ一切致サナイ積リデゴザイ
マス

古イモノヲ仕舞ツテアツタリ、或ハ今
度出來タモノヲ仕舞ヒ込メデシマツタ
リスル結果、流通高ガ減ル虞モアルト
思ヒマスガ、又一方ニ於テ斯ウ云フ新
ラシイ貨幣ガドンドン「發行サレマス
ト、其ノ爲ニ「インフレーション」助長スルト
云フヤウナ懸念モ生ズルノデアリマス
ガ、サウ云フ點ニ對シマシテハ、政府
ハドウ云フ御考デアリマスカ

○政府委員(橋田光男君) 只今申上ゲ
マシタヤウニ、此ノ小額紙幣ニ關スル
問題デアリマスガ、新ラシイ硬貨ヲ、
新ラシイ種類ヲ出シマス申シマシテ
モ、別ニ強制的ニドウスウト云フコト
ハ一切ナイ譯デゴザイマス、唯小額
ノ通貨ノ需要ガアリマシタ時ニ、今後
ハ小額紙幣ヲ出シマス代リニ、眞鍮ノ
貨幣ヲ以テ補フコト云フ、其ノ方ヘ持ッ
テ行クト云フデケノコトデゴザイマス
カラ、是ガヨク御分リ下サイマスレ
バ、一般ノ國民ニ於キマシテモ、又何
カ小額紙幣ニ付テ、新ラシク計畫サレ
テ居ルデハナイカト云フヤウナ不安
カラ、特ニ之ヲ抱キ込ムトカ云フコト
ハナイノデハナイカト思ハレマス、ソ
レカラ斯ウ云フ新ラシイノラドン「
出シテ行ケバト云フ御話デゴザイマス
ガ、新ラシク又通貨ノ種類ガ殖エル譯
デゴザイマスガ、其ノ數量カラ申シマ
シテ、矢張り通貨ノ需要ガアレバ、通
貨ノ發行當局ト致シマシテハ増量致サ
ナケレバナラナイ譯デアリマシテ、小
額通貨ノ需要ガアリマスレバ、其ノ眞
鍮ノ硬貨ガ出來次第、大體八月頃ニ相
成ルト思ヒマスガ、其ノ頃カラ市場ニ
出テ來ルト思ヒマスガ、供給シテ行ク
ト云フ次第デゴザイマスノデ「インフ
レーション」ナルト云フ問題ト、ソレカラ其
ノ通貨ノ需要ノ中ノドウ云フ種類ガ利

用サレルカト云フ按配ノ工合トハ、關
係ガ、ナイコトハアリマセヌケレド
モ、眞鍮ノ新ラシイ貨幣ヲ新ラシク出
シマスカラト云ツテ、「インフレーション」助
長スルヤウナ傾キニハナラナイノデハ
ナイカト、斯様ナ工合ニ一應ハ考ヘテ
居ル譯デゴザイマス

○子爵伊集院兼高君 大藏省デハ以前
ニ五百圓生活ト云フコトヲ頻リニ言ハ
レテ居ツタデアリマスガ、此ノ五百圓
生活ト云フノハ何ヲ基準ニシテ言ハ
レテ居ツタノカ、其ノ點ガハツキリ致
シマセヌ、ソレデ小額紙幣ガ今度斯ウ
云フ風ニ出サレマス、ドウシテモ矢張
リ購買力ガ殖エテ、ソレヲ裏付ケスル
物ガソレデケ生座サレナイト云フコト
ニナレバ、必ズ物價ハ騰ツテ來ルト思
ヒマス、ソレデ町ニ賣ツテ居リマス物
ニ限ラズ、政府ニ於テ專賣ニナツテ居
リマス煙草ノ如キモ、近頃ニ倍半モ値
上ゲニナツタヤウナコトデ、以前五百
圓生活ト云ハレテ、我々ガマアソレニ
從ツテヤツテ行カウト思ツテ計畫シテ
居ツテモ、物價ガ一向下ラズ、却ツテ
益々斯ウ高クナツテ來ルト云ウヤウナ
コトニナリマス、ドウシテモ何トカ
五百圓生活ト云フモノモ、我々ニ對シ
テ「ツ」サウ云フ枰カラハミ出スヤウ
ナ結果ニナルト思ヒマスガ、此ノ點ニ
付キマシテ政府ハドウ云フ御考デアリ
マスカ

存ジマスガ、御參考迄ニ簡單ニ若干私
カラ申上ゲタイト思ヒマス、二月ニ金
融緊急措置ヲ執リマシタ際、綜合對策
ト致シマシテ、或ハ隱匿物資ニ對シ
マスル緊急措置ノ問題、或ハ食糧ニ關
シマスル緊急措置ノ對策デアリマス
カ、或ハ物價體系ノ問題、或ハ生産増
加ノ問題ト云ツタヤウナ所謂綜合對策
ノ一環トシテ、金融緊急措置令ヲ御出
シ願ツタ譯デゴザイマスガ、其ノ當
時各方面カラノ生計ノ調査等ヲ致シマ
シタ時モ、大體五六百圓ト云フ所ニ或
見當ガ出タカト存ジタ次第デアリマ
ス、ソレデ大體五百圓生活ト云フコト
ヲ謳ツタ譯デゴザイマスガ、其ノ五
百圓ト云フモノヲ金融緊急措置令デ目
安ニ致シマシタ場合ニハ、給與其ノ他
ニ付キマシテ、定期的給與ヲ現金デ拂
ヒマスル最高限度ヲ一應五百圓ト云フ
所デ、五百圓ガ出テ參リマシタ譯デア
リマス、其ノ他ニ封鎖サレタ預金カラ
世帯主ハ三百圓、家族一人當リ百圓、
此ノ世帯主三百圓ヲ既ニ御仕事ヲシテ
居ラレ方々ニ付テハ百圓トスルコト
ニ四月一日カラ引下ゲタ、デアリマス
ガ、兎ニ角給與ガ現金デ支拂ヲ受ケマ
スル分ハ最高五百圓デアリマス、其ノ
他ニ預金ガゴザイマスレバ、其ノ預金
カラ引出シテ一人當リ百圓宛ト云フコ
トニ相成リマスノデ、結局預金ガゴザ
イマスレバ、世帯主ヲ入レマシテ五人
家族デハ、五百圓ナラ五圓ノ收入デ、ソ
レ以上ノ收入ヲ取ツテ居リマスレバ、
五百圓ノ現金ト、生活費トシテ預金カ
ラ五百圓出セル譯デゴザイマスカラ、
大體千圓デ暮シガ出來ルト云フ風ナ次
第デアリマシテ、大臣モ過般申サレタ
ノデアリマスガ、五百圓生活ト云フコ
トニナリマスルケレドモ、ドウヤラ七

昭和二十一年七月六日【貴族院】

八百圓ノ現金デ以テ結局大部分ガ衛生
活ニナルノデハナイカト云フヤウナコ
トヲ申サレテ居ル次第アリマス、其
ノ後、或ハ先程御指摘ノヤウニ煙草ノ
問題デアリマスとか、或ハ鐵道ノ運賃
値上トカ云フ風ナコトガゴザイマシ
テ、生活費ノ方ニ相當緊迫ガ加ハツテ
居リマスノミナラズ、最近ノ食糧事情
ノ關係カラ致シマシテ、ソチヲソチ
ノ特ニ色々窮屈サカラ値段ガ上ツテ
居リマスコトハ事實デゴザイマスガ、
此ノ五百圓ノ枠ヲドウスルカ、斯ウ
言ツタヤウナ問題ニ付キマシテハ、此
處デ私カラハツキリト申上ゲマスルヨ
リハ、大臣カラ適當ナ機會ニデモ又改
メテ御話ヲ御願ヒ致シマシタ方ガ適當
カト存ジマス、唯從來ノ五百圓ヲ決
マシタ經過、ソレカラ現状ニ付キマシ
テ、若クハ私見ヲ交ヘマシテ御説明ニ
代ヘタ次第デアリマス

○子爵伊集院兼高君 只今ノ物價ハ限
界價格ト云フ名前デ、前ノ公定價格ニ
代ツテ、サウ云フ名前デ一應抑ヘラレ
テ居ルノデアリマスガ、此ノ限界價格
デ、果シテ我々ガソレデケル物ガ買ヘ
ルカト云フト、ナカ／＼限界價格デハ物
買ヘナイ、ソコデ政府ノ方デ、各大都
市ナドニ於キマシテ公設市場ノヤウナ
モノヲ設ケテ、其處ナラバ何デモ限界
價格デ買ヘルヤウナコトニシテ戴ク
ト、或ハ五百圓生活デモ我々ハヤツ
テ行ケルカトモ思フノデアリマスガ、
其ノ際、現金デ物ヲ買フト云フコトニナ
リマス、矢張り「インフレ」ヲ助長ス
ルヤウナコトニモナルト思フノデアリ
マスガ、現金ニ代ル何カ同數券ノヤ
ウナモノデモ發行シテ、其ノ同數券ノ
ヤウナモノデ其ノ市場内ハ買物ガ出來
ルト云フコトニスレバ、段々通貨ガソ

レダケ縮小サレルト云フヤウナ風ニモ
考ヘラレルト思フノデアリマスガ、サ
ウ云フヤウナ方法ヲ採ルト云フヤウナ
御考ハ政府ニハナイデセウカ

○政府委員(橋田光男君)只今ノ何カ同
數券式ノモノ、詰リ信用ニ依リマシテ
物ノ授受ガ出來ルヤウニ相成ツテ來マ
スレバ、ソレデケ通貨ノ所要量モ減ツ
テ來ル譯デゴザイマス、手形、小切
手其ノ他ノ類ガ流通シテ參リマスレバ
宜シイカト思ヒマスガ、私共モ出來ル
ダケサウ云フヤウナ信用取引ガ本當ニ
四滑ニ動キマスルヤウナ時代ガ來マス
ルコトヲ、非常ニ望ムデ居ル譯デアリ
マス、又努力致シタイと思ヒマス、其
ノ基本トナリマスモノハ、何ト申シマ
シテモ通貨ノ信用ヲ付ケルコトダト、
斯様ニ存ズル譯デゴザイマスガ、ソレ
デ大蔵大臣モ豫メ申サレテ居ルノデア
リマスガ、矢張り今後ノ對策ノ根本ニ
相成リマスルモノハ、何ト申シマシテモ、
先程御指摘アリマシタ通り、生産ヲ増
強スル以外ニハゴザイマセヌ、其ノ生
産ヲ妨ゲテ居リマスル原因、ソレカラ生
産ヲ増強シマスル色々ノ施策ニ付テハ、
是ハ單ニ大蔵省ノミデハゴザイマセヌ
ノデ、各省ガ全體一緒ニナリマシテ、
又國民ノ方々ト一緒ニナリマシテ、之
ヲヤツテ行カケレバナラナイ問題デ
ゴザイマシテ、大蔵省ト致シマシテ
ハ、大臣ガ是ハ申サレタコトデアリマ
スガ、今後トシテハ色々ナ方面ニ於キ
マシテ、整理ヲスルモノハ整理ヲシ、
ソレカラ重點ニ今後ノ生産増加ノ爲
ニ強力ノ施策ヲ講ジマシテ、其ノ方カ
ラ此ノ危局ヲ突破シテ行キタイ云フ
風ノコトヲ豫メ申シマシテ、又其ノ「ラ
イン」ニ沿ヒマシテ私共モ準備ヲシ、色
色致シテ居ル次第デアリマス、仰シヤ

イマス通り、信用取引ト云フコトガ盛
ンニナレバ、ソレダケ此ノ現金取引ト
申シマスカ、具體的ニ現ハレマスル此
ノ「インフレ」ノ關係、通貨ニ現ハレテ
居リマスル關係ノ方ガ和ライデ來ルコ
トハ事實デ、仰シヤル通りデゴザイマ
スノデ、サウ云ツタ方面ニ付テモ出來
ル限リノコトヲヤリタイト存ジテ居ル
次第デアリマス

○子爵伊集院兼高君 我々ノ實際ノ生
活上、配給物デケデ四五人ノ家族デ大
體四百圓、一人頭百圓ト云フモノガ毎
月ノ生活費ニ充テラレルト云フモノガ
デアリマスガ、其ノ配給サレタ量デ我
我ガ完全ニ生活シテ行ケレバ誠ニ結構
デアリマスガ、配給サレタ魚ノヤウナ
モノハ、北海道カラ來タ少シ鮮度落
チタモノトカ、或ハ野菜ニシテモ、胡
瓜ナドモ非常ニ大キクナツタ物トカ、
或ハ葉ツ葉ノ萎レタヤウナ物モ來ル
ト云フヤウナコトデ、我々ノ直接食用
ニ供スルコトノ出來ナイヤウナ物モ、
住々ニシテアルノデアリマス、我
我人間ガ生命ヲ保ツテ行ク上ニ於キマ
シテハ、ドウシテモ一日ニ蛋白質トシ
テ、七十「グラム」乃至八十「グラム」
ヲ必要トスル建前カラスレバ、現在ノ
此ノ魚ノ配給ナドデハトモソレガ充
サレナイト思フノデアリマス、肉類ニ
於キマシテモ牛肉トカ、豚肉、鳥肉ト
云フヤウナ物ノ配給ハ全然ナイヤウナ状態
デ、是デハレドウシテモ街デ賣ツテ居ル
物ヲ手ニイレルヨリ外ナイト、云フヤ
ウナコトニナルノデ、先程申上ゲマシ
タ、五百圓生活デハ到底我々ハヤツテ
行ケナイト云フヤウナ結論ニ達スルノ
デアリマス、官廳方面其ノ他大キイ
會議ニ於キマシテハ消費組合ナドト云
フモノガアリマシテ、色々ナ手段ヲ講

ゼラレテ多クノ物資ヲ集メテ、入手
ガ非常ニ容易ダト云フヤウナコトモ聞
イテ居リマスガ、一般ノ市民ハサウ
云フヤウナ消費組合ノヤウナモノガナ
イ結果、是ハドウシテモ先程申上ゲマ
シタヤウニ、政府デ公設市場ノヤウナ
モノヲ作ツテ、其處デ必要ナ物ハ限界
價格デ買ヘルト云フヤウナコトニシテ
デモ戴カレレバ、國民ハ非常ニ困ル
ヤウナコトニナルト思フノデアリマ
ス、ソレデ預貯金ヲ持ツテ居ル者ハ、
ソレカラ毎月一人百圓ノ割デ出セマス
ケレドモ、斯ウ物價ガ高クナリマス、
貯金ヲ持ツテ居ツタ者モ、段々ソレ
ガ減少シテ、遂ニハ一錢ノ預金モナク
ナルト云フヤウナコトニナツタ場合
ハ、今度ハサウ云フ人達ハドウ云フ風
ニシテ生活シテ行ケカ、マア著物デモ賣
ルトカ、其ノ他ノ品物ヲ賣ツテ行クト
云フヤウナコトヲシテ、暮シテ行クト
云フヤウナコトニナリマセウガ、ソレ
モ忽チ賣リ盡クシテシマフト、結局食
モノニ困ルト云フヤウナ状態ニナル
思フノデアリマスガ、サウ云フ點ニ關
シマシテ政府ハドウ云フ御考ヲ持ツテ
イラツシヤイマスカ

○政府委員(橋田光男君) 今段々ト御
話ガゴザイマシテ、御尤モデゴザイマ
スガ、御話ノ點ハ、例ヘバ食糧ノ配給問
題デアリマスとか、或ハ給與ノ問題デ
アリマスとか、失業ノ問題デアリマス
とか、サウ言ツタ各方面ニ互ル問題ニ
相成リマシテ、私一人カ此處デ何トモ
御答ヘ申シ兼ねルコトモゴザイマスノ
デ、關係各方面ニ御趣旨ノ點ヲ傳ヘマ
シテ適當ニ御返事ヲ申上ゲタイと思ヒ
マス

五錢ニ付テハ御造リニナル御考ハナイ
ノデアリマスカ

○政府委員(橋田光男君) 五錢ニ付キマ
シテハ、色々ナ關係カラ致シマシテ相
當五錢モ出來テ居リマス、既ニ現在其
ノ手持チモゴザイマス、勞々致シマシ
テ、差當リハ五十錢ト十錢ニ止メマシ
テ、五錢ノ方ハ計畫ハ今ノ處立テテ居
リマセヌ

○子爵梅澤通虎君 色々ノト仰シヤイ
マシタガ、五錢ノ方ハ矢張り小額ノ紙
幣デゴザイマスカ、色々ノ自由ト云フ
ヤウナ點ニ於テハ十錢ト同ジヤナイ
カト思ヒマス、將來五錢トカ一錢トカ
ハ必要ダト云フヤウナ御考デゴザイ
マセウカ

○政府委員(橋田光男君) 御考ヘ申上ゲ
マス、將來五錢トカ一錢トカガ不必要
デアルト云フ風ニハ私共考ヘテ居リマ
セヌ、現ニ新聞ヲ買ヒマシテモ十五錢
デゴザイマス、隣組ノ配給ノ時モ一
錢トカ云フヤウナ端數ガアルヤウナ状
況デゴザイマシテ、矢張り五錢ナリ一
錢ノ需要ハ相當アル筈ダト存ジテ居
マス、唯眞鍮ヲ以テマシテ造リマス場
合ニ、五錢ニナリマス何ト申シマス
カ、少シ又小型ニナツテ參リマス、旁
旁色々ナ意味デ、工程ノ關係其ノ他ノ
關係カラ致シマシテ、矢張り五十錢、十
錢程度ニ止メマスノガ、何ト申シマセ
ウカ、割合ニ手帳ナ工程ト申シマス
何デスガ、比較的工價ガ技術的ニ、五錢
ヨリハ容易ニ而モ相當額ガ鑄造出來ル
ト云フヤウナ状態デゴザイマスノデ、
而モ五十錢、十錢ノ需要ガ一等多イノ
デゴザイマシテ、現ニ九億八千八百萬
圓ホド五十錢ノ小額紙幣ガ流通シテ居
ルヤウナ狀況デゴザイマス、從ヒマシ
テ今後ノ鑄造方法ノ能力ヲ、差當リ

計畫ト致シマシテハ、五十錢ノ方ニ集中致シマシテ、十錢ヲ若干造リマシテ、此ノ五錢ノ方ハ既ニ今迄ノ間ニ相當量ヲ錫ヲ以テ造リテ、手持ガゴザイマスヤウナ譯デゴザイマスノデ、其ノ方デ以テ五錢等ノ需要ノ方ハ十分ニ差當リハ賄ヘルノデハナイカト存ジマシテ、本年度ハ五十錢ト十錢トヲ造ルト云フ計畫ヲ立テタ次ニデゴザイマス○子爵梅澤通虎君 今仰シヤイマシタヤウニ、實際ノ價格ノ表示トシテハ一錢、五錢ト云フモノハアルノデゴザイマスケレドモ、既ニ一錢ト云フモノガ實際ノ賣買ニ使用セラレルト云フコトハ、非常ニ減ツテ來テ居ルヤウニ思フノデゴザイマス、其ノ後一錢ガ今度五錢ニナルト云フコトニナツテ參リマスト、結局通貨ノ面カラ、貨幣價值ト云フモノハ變ツテ來ルヤウニ思フノデス、今ノ御話デ、五錢ヲドソノ出スト云フ風ナ御話デゴザイマスケレドモ、現在ノ流通額ヲ大體維持シテ行クト云フ程度ニ御出シニナルカト云フ點ニ付テ承リタイノデス

○政府委員(樺田光男君)此ノ通貨ノ種類ニ對スル要求ハ、色々或ハ變ル場合ガアラウカト思ヒマスガ、大體今流通シテ居リマスルヤウナ割合ガ、一般的ニ取引ノ狀況ニ從ツテ居ル一ツノ相デハナイカト存ズル次第デゴザイマス、從ヒマシテ今仰シヤイマシタヤウニ、現在流通シテ居リマスル種類ノ程度ノモノハ大體之ヲ持續スルヤウニ、少クとも之ヲ持續スルヤウニ、供給計畫ノ方、製造計畫ノ方ヲ立テテヤツテ居ルヤウナ次第デゴザイマス

○木内四郎君 先程カラ通貨ノ環流、或ハ流通ノ問題ガ色々御質問ガアツタヤウデスガ、此ノ際政府委員カラ、最

近ニ於ケル通貨ノ流通ノ狀況、或ハ此ノ封鎖預金及ビ新圓ニ依ル所ノ預金ノ増減ノ狀況等ヲ説明願フタラドウカト思フノデスガ、尙ソレニ關聯シマシテ、或ハ細カカトハ此ノ次ノ委員會デ伺フトシテ、通貨ノ流通高ノ表ヲ、過去十年間位ノモノ、或ハ終戦後ハ月末ノモノヲ附加ヘマシテ、尙緊急措置實施以後ニ於キマスル所ノ封鎖預金或ハ新圓ニ依ル預金ノ増減ノ表等ヲ御出シ願ヘレバ結構ダト思ヒマス

○政府委員(樺田光男君)只今御尋ネデアリマシタガ、通貨流通ノ狀況ニ付テ申上ゲマス、少シ數字ガ古ナリマシテ恐縮デゴザイマスガ、五月末デ總額ガ三百七十六億二千六百萬圓ト相成リマシテ、其ノ中日本銀行券ガ三百六十三億一千五百萬圓餘ニ相成ツテ居リマス、小額紙幣ガ九億九千九百萬圓、補助貨幣ガ三億一千萬圓餘ニ相成ツテ居リマス、大體ノ分布狀況ヲ申上ゲマス、此ノ總額三百七十六億餘ノ中ニ於キマシテ、其ノ約六割ガ百圓札デゴザイマス、ソレカラ約三割五分ガ十圓札デゴザイマシテ、後ノ五分ガ五圓、一圓、五十錢、十錢、五錢、一錢、斯ウ云ツタヤウナ種類別ノ流通高ヲ示シテ居リマス、是ガ地方的乃至職業的ニドンナ所ニ滞留シ、ドンナ工合ニ流レテ居ルカト云フノハ、是ハ大變調査ガ困難ナ所デゴザイマシテ、何トモ申上ゲ難ネル次第デゴザイマス、ソレカラ自由預金、封鎖預金ノ消長ノ見當等ハ、今チヨット手許ニ數字ヲ持ツテ居リマセヌノデ、後刻申上ゲタイト存ジマス、又先程御申付ノアリマシタ色々資料ニ付キマシテモ、出來ルダケ早イ機會ニ御參考迄ニ御提出申上ゲタイト存ジテ居リマス

○河西豐太郎君 チョット先刻モ御尋ネ致シマシタガ、賜金國庫債券アレハ政府委員ニ御尋ネシタラバ、能ク額ガ分ラスト云フコトデアリマシタガ、大體ノ分布狀態ハ分ツテ居リマスガ、ソレト政府ノ方デ回收サレタモノ、買取ツタモノノハドノ位デアアルカト云フコトヲ先刻御尋申上ゲタガ、御分リニナラヌト云フコトデアリマシタガ、左様デスカ

○政府委員(樺田光男君)先程發行總額九億五千四百萬圓ノ中デ、買上ゲテ居リマスモノガ四百二十六萬圓アルトスウ云フ工合ニ申上ゲマシタケスガ……○河西豐太郎君 サウスルト、此ノ回收シタノハ九億ナンボノ中デ四百二十六萬、斯ウ云フ譯デスカ

○政府委員(樺田光男君) 賜金國庫債券ヲ記名式デ渡シマシタモノヲ、御本人ガ色々事情デ、或ハ非常ニ病氣ヲ致サレマシタリ、已ムヲ得ズ政府ニ於キマシテ救済ノ意味デ買上ゲタノデ、預金部デ回收シタノデハゴザイマセヌデ、買上ゲタモノデゴザイマス、ソレガ軍人軍屬以外ノモノハ四百二十六萬圓、先程申シ落シマシタガ、全體ノ買上金額ガ二千九百五十一萬三千圓ニ相成ツテ居リマス、其ノ二千九百五十一萬三千圓ノ中、軍人軍屬以外ノモノガ四百二十六萬圓デゴザイマスガ、其ノ差額ノ二千五百二十萬圓ノモノガ、是ガ陸軍ノ方デアツタカ海軍ノ方デアツタカト云フコトハ、今手許ニ數字ガアリマセヌノデ、其ノ内譯ハ申上ゲ難ネマスガ、大體斯ウ云フ風ナコトニ相成ツテ居リマス

○河西豐太郎君 分リマシタ

○委員長(伯耆黒田清君) ソレデハ本日ハ是デ終リマス、次回ハ月曜ノ十時

カラ開キタイト思ツテ居リマス
午前十一時二十六分散會
出席者左ノ如シ

委員長 伯耆黒田 清君
副委員長 男爵高崎 弓彦君
委員

侯爵西郷吉之助君
侯爵前田 利建君
子爵伊集院兼高君
子爵梅澤 通虎君
男爵岡 俊二君
黒田 英雄君
河西豐太郎君
小山 完吾君
田部長右衛門君
木内 四郎君
徳田 昂平君

國務大臣 石橋 湛山君
大藏大臣 大藏參與官 柴田兵一郎君
政府委員 大藏事務官 樺田 光男君

政府委員 大藏參與官 柴田兵一郎君
大藏事務官 樺田 光男君

昭和二十一年七月二十五日印刷

昭和二十一年七月二十六日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局